

地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方に対する 意見募集結果の概要（主な御意見）

1 協約締結権を付与する職員の範囲に関する御意見

- ・一般職の地方公務員に対しては協約締結権を付与し、労使がともに責任をもって賃金・労働条件を決定する「自律的労使関係制度」を早期に構築すべき。
- ・地方公務員の労働基本権については、国家公務員の制度と整合性をとり、国家公務員に遅れることなく、早急に国会に提出すべき。
- ・公共サービスの提供という観点から、国家公務員における制度と整合性をもちて検討いただきたい。
- ・他の諸外国と同様に、労働基本権を保障すべき。
- ・地方公務員には、財政問題を理由に人事委員会勧告が無視され、独自の給与減額が行われてきており、既に労働基本権制約の代償措置は失われていることから、労働基本権を付与すべき。
- ・地方自治・分権時代にふさわしい自律的労使関係制度を整備すべき。
- ・既に公営企業職員や現業職員には協約締結権が付与されており、一般職の地方公務員にも十分導入は可能である。
- ・現業職員に関わる特例を廃止すべき。
- ・「重要な行政上の決定を行う職員」の範囲を現行の「管理職員等」のように広くとらえるべきではない。
- ・「重要な行政上の決定を行う職員」の規定に当たっては、事前に労働組合の意見を聴取すること。

2 団体交渉の当事者に関する御意見

- ・現行の労働組合法と同様にすべきであり、労働委員会による事前認証は不要である。
- ・国家公務員と同様に財産や監査証明を認証要件とするならば、小さな町村の労働組合にとっては監査費用を負担することは不可能であり、反対。
- ・「構成員の過半数が同一地方公共団体に属する職員であること」を認証の要件にすることは団結権を阻害するものであり、要件とすべきではない。

3 団体交渉等に関する御意見

- ・協約を締結できる範囲については、公営企業職員と同等にすべきである。
- ・管理運営事項は交渉の対象外とする規定を引き続き設ける必要はない。
- ・管理運営事項であるとしても、勤務条件に該当する内容については、労使交渉の対象とすべきである。

- ・団体交渉の議事概要及び団体協約の公表は、労使交渉により決定すべき事柄であり法定化すべきではない。
- ・議事概要の内容については、労使で合意したものとすべきである。

4 不当労働行為の禁止に関する御意見

- ・不当労働行為の禁止は、認証された労働組合に限定することがないようにすべきである。
- ・救済制度を担う労働委員会の体制の充実をはかるべきである。

5 勤務条件の決定原則に関する御意見

- ・本来、民間の給与等の実態調査は、国も含め第三者機関が客観的な調査をすべきであり、現行の人事委員会の調査機能は存続すべき。
- ・人事委員会に労使の代表及び中立（公益）委員を入れて運営し、その調査機能などは残すべき。
- ・公務員の勤務条件が不当に労働市場と乖離することがないように、自治体の長に調査・説明責任があることを明示すべき。

6 勤務条件の決定方法及び団体協約の効力に関する御意見

- ・勤務条件の条例詳細主義はとるべきではない。具体的な内容は労使の協議により決定すべきである。
- ・協約締結権や協約の効力については、地方公営企業等の労働関係に関する法律と整合性を持たせたものとすべき。
- ・労使が合意した内容は尊重されるべきものであることから、首長に条例の提出義務を課すのにあわせ、議会に団体協約の尊重義務を課すべき。

7 交渉不調の場合の調整システムに関する御意見

- ・労働委員会が扱う業務量の増加が予想されることから、体制の充実をはかるべき。

8 人事行政の公正の確保に関する御意見

- ・新たな第三者機関を設置するよりは、現行の人事委員会を残置すべき。
- ・公平委員会については、単独または連合での第三者機関の設置、都道府県の第三者機関への委任などを検討すべき。
- ・措置要求等は都道府県単位の人事委員会で行うこととし、その委員については、労使代表と中立（公益）委員によるべき。

消防職員の団結権に関する御意見

【肯定的な意見】

- ・ ILOからの長年の勧告等を踏まえて、消防職員に対して早急に団結権を付与すべき。
- ・ 現行制度は、憲法で保障された結社の自由を侵害しており、人権問題でもある。
- ・ 「付与することを基本的な方向としつつ」とされていることは極めて不十分である。
- ・ 消防職員に対し団結権を保障するとともに、協約締結権を付与すべき。
- ・ 諸外国からの状況から判断しても、またILOからの勧告も考えれば付与することは当然。
- ・ 消防は権力行政ではなく、サービス行政であり、団結権を回復すべきである。

【否定的な意見】

- ・ 大震災での消防の活躍は、消防に組合がないからこそ臨機応変に勤務体制を変更することができ、自衛隊や警察などの他の公安職との緊密な連携が取れた活動が出来たと考えられ、団結権の付与には反対である。
- ・ 職員間での勧誘活動が盛んになり、加入職員と非加入職員間や所属する組合の方針による軋轢が生じ、チームワークや指揮命令系統に乱れが生じる可能性が非常に強く懸念される。
- ・ 自らの権利を声高に主張することにより、高いボランティア意識に支えられている消防団との連帯感と協力関係が失われるおそれがある。
- ・ 休日の行事等への出席などに労働団体の理解が必要となり、消防団との連携や業務の停滞が予想される。
- ・ 団結権の付与について、国民が必要と思っているか、国民的議論をすべき。
- ・ 消防職員委員会が存在しており、団結権は必要がない。

その他の御意見

- ・ 労組（自治労）による公務員支配を強めるだけの政策である。
- ・ 労働者の基本的な権利である争議権を含めた労働三権を早急に付与すべき。
- ・ 在籍専従については、労働組合の上部団体も対象とすべきである。また、期間の上限を廃止すべき。
- ・ 労働組合の中央組織との中央交渉・協議の在り方を検討すべき。
- ・ 意見を聴くだけでなく、労働組合との誠実な協議、交渉を経て法改正を行うべき。